

韓国 貿易管理制度 輸入品目規制 原産地表示制度 詳細

1. 原産地表示制度の現況

消費者を保護して公正取引秩序を確立するために 1991 年から原産地表示制度を対外貿易法令および対外貿易管理規程に導入して施行している。

輸入の際の原産地表示対象品目は「対外貿易管理規程」(別表 8)で規定されている。

2. 関連法令体系

■ 対外貿易法、施行令

貿易関連の基本法。原産地表示制度について規定

※対外貿易管理規程(産業通商資源部告示): 原産地表示対象物品、原産地表示方法、原産地判定基準の細部規定を定めたもの。

■ 関税法、施行令、施行規則

関税賦課・徴収の基本法。原産地制度に基づく通関手続きを規定

※原産地表示制度運営に関する告示(関税庁告示): 対外貿易法令および対外貿易管理規程と関税法令の原産地関連事項の細部事項を定めたもの。

■ 農産物品質管理法、施行令、施行規則／水産物品質管理法、施行令、施行規則

国産農水産物の原産地表示、判定、調査に対して規定

※農産物原産地表示要領(農林水産食品部告示)、水産物原産地表示業務処理要領(農林水産食品部告示): 国産農水産物の原産地細部表示方法、細部判定基準を定める。

<参考資料>原産地表示関連法律規定(抜粋)(ジェトロ仮訳)

1. 対外貿易法[施行 2024. 8. 21.、法律第 20319 号]

第 3 章の 2 原産地の表示など

第 33 条(輸出入物品などの原産地の表示)

- ① 産業通商資源部長官が公正な取引秩序の確立と生産者および消費者保護のために原産地を表示しなければならない対象として公告した物品など(以下“原産地表示対象物品”という)を輸出するかあるいは輸入しようとする者は、その物品などに対して原産地の表示をしなければならない。(2008.2.29., 2010.4.5., 2013.3.23. 改正)
- ② 輸入された原産地表示対象物品に対して大統領令に定める単純な加工活動を経ることにより当該物品などの原産地表示を損傷あるいは変更した物(貿易取引者または物品などの販売業者に対して第 4 項が適用される場合は除外する。)はその単純加工した物品などに当初の原産地を表示しなければならない。この場合、他の法令で単純な加工活動を経た輸入物品などに対して、他の基準を規定していれば、その基準による。(2010.4.5. 新設)
- ③ 第 1 項および第 2 項前段による原産地の表示方法・確認、その他表示に必要な事項は大統領令に定める。(2010.4.5. 改正)
- ④ 貿易取引者あるいは物品などの販売業者は、輸出または輸入物品などおよび第 35 条による国内生産物品などに対し、以下の各号のいずれか一つに該当する行為をしてはならない。ただし、第 2 号および第 3 号による禁止行為は輸入物品などに限る。(2010.4.5., 2013.7.30., 2022.6.10. 改正)
 1. 原産地を虚偽に表示するかまたは原産地を誤認させようとする表示をする場合
 2. 原産地の表示を損傷あるいは変更する行為
 3. 原産地表示対象物品に対して原産地表示をしない行為
 4. 第 1 号から第 3 号までの規定に違反する原産地表示対象物品を国内で取引する行為
- ⑤ 産業通商資源部長官または市・道知事は、第 1 項から第 4 項(第 35 条第 3 項において準用する場合を含む。)までの規定に違反したかどうかを確認するために必要であると認められる場合は、輸入した物品など(第 35 条第 3 項において準用する場合には、“国内生産物品など”と読み替えるものとする。)、および大統領令に定めた関連資料について、関係する者を訪問または書面により調査することができる。(2008.2.29., 2010.4.5., 2013.3.23., 2013.7.30., 2022.6.10. 改正)

第 34 条(原産地の判定など)

- ① 産業通商資源部長官は必要と認めるならば、輸出または輸入物品などの原産地判定をすることができる。(2008.2.29., 2013.3.23. 改正)
- ② 原産地判定の基準は大統領に定めるところにより、産業通商資源部長官が定める公告による。(2008.2.29.,

2013.3.23. 改正)

- ③ 貿易取引者または物品などの販売業者などは輸出または輸入物品などの原産地判定を産業通商資源部長官に対し、要請することができる。(2008.2.29., 2013.3.23. 改正)
- ④ 産業通商資源部長官は第 3 項により要請を受けた場合には当該物品などの原産地判定を行い、要請した人に対して通知しなければならない。(2008.2.29., 2013.3.23. 改正)
- ⑤ 第 4 項により通報を受けた者が原産地判定に不服がある場合には、通知を受けた日から 30 日以内に産業通商資源部長官に対して、異議を申し立てることができる。(2008.2.29., 2013.3.23. 改正)
- ⑥ 産業通商資源部長官は第 5 項による異議申し立てを受けた場合には、異議の申し立てを受けた日から 150 日以内に、異議申し立てに対する決定を通知しなければならない。(2008.2.29., 2013.3.23. 改正)
- ⑦ 原産地判定の要請、異議申し立てなど原産地判定の手続きに必要な事項は大統領令に定める。

第 35 条(輸入原料を使用した国内生産物品などの原産地判定基準など)[2022.6.10. 条文見出しの改正]

- ① 産業通商資源部長官は公正な取引秩序の確立と生産者および消費者保護のために必要であると認められる場合には、輸入原料を使用して国内で生産され、国内で流通されるかあるいは販売される物品など(以下“国内生産物品など”という。)に対する原産地判定に関する基準を関係中央行政機関の長と協議して定めることができる。ただし、その他の法令で国内生産物品などに対して、異なる基準を規定している場合はこの限りではない。(2008.2.29., 2010.4.5., 2013.3.23., 2022.6.10. 改正)
- ② 産業通商資源部長官は第 1 項に基づき、国内生産物品などに対する原産地判定に関する基準を定めるならば、これを公告しなければならない。(2008.2.29., 2013.3.23. 改正)
- ③ 国内生産物品などの販売者に対しては、第 33 条第 4 項第 1 号および第 4 号を準用する。この場合において、“第 1 号から第 3 号”とあるのは“第 1 号”と、“原産地表示対象物品”とあるのは“国内生産物品など”と読み替えるものとする。(2022.6.10. 新設)

第 36 条(輸入物品などの原産地証明書の提出)

- ① 産業通商資源部長官は原産地を確認するために必要であると認めるならば、物品などを輸入しようとする者に対し、その物品などの原産地国家または物品などを船積みした国家の政府などが発行する原産地証明書を提出させることができる。(2008.2.29., 2013.3.23. 改正)
- ② 第 1 項による原産地証明書の提出とその確認に必要な事項は大統領令で定める。

2. 対外貿易法施行令[施行 2024.10.8.、大統領令第 34936 号, 2024.10.8., 一部改正]

第 3 章の 2 原産地の表示など

第 55 条【原産地表示対象物品指定など】(2010.10.1. 題目改正)

- ① 産業通商資源部長官は法第 33 条第 1 項により原産地を表示しなければならない物品(以下、“原産地表示対象物品”と言う)を公告するためには該当物品を管掌する関係行政機関長と事前に協議しなければならない。(2008.2.29., 2010.10.1., 2013.3.23. 改正)
- ② 法第 33 条第 2 項で“大統領令が定める単純加工活動”とは販売目的の物品包装活動、商品性維持のための単純な作業活動など、物品の本質的な特性を付与するには充分ではない加工活動を言い、その加工活動の具体的な範囲は関係中央行政機関長と協議して産業通商資源部長官が定めて告示する。(2010.10.1. 新設, 2013.3.23. 改正)

第 56 条【輸出入物品の原産地表示方法】

- ① 原産地表示対象物品を輸入しようとする者は以下の各号の方法により、該当物品に原産地を表示しなければならない。(2007. 9. 10. 改正)
 1. ハングル・漢字または英語で表示すること。
 2. 最終購買者が判読しやすい活字体で表示すること。
 3. 識別しやすい位置に表示すること。
 4. 表示された原産地が簡単に消されたり、剥がれ落ちたりしない方法で表示すること。
- ② 第 1 項にも関わらず、該当物品に原産地を表示することが難しいか、原産地を表示する必要がないと認定して産業通商資源部長官が定めて告示する基準に該当する場合には、産業通商資源部長官が定めて告示するところにより原産地を表示するか、または原産地の表示を省略することができる。(2008.2.29., 2013.3.23. 改正)
- ③ 第 1 項に規定されていること以外に輸入物品の原産地表示方法に関して必要な事項は産業通商資源部長官が定めて告示する。ただし、輸入物品を管掌する中央行政機関の長は、消費者を保護するために必要な場合には産業通商資源部長官と協議して該当物品の原産地表示に関する細部的な事項を別途に定めて告示することができる。(2008.2.29., 2013.3.23. 改正)
- ④ (削除, 2010. 10. 1.)
- ⑤ 輸出物品に対して原産地を表示する場合には第 1 項の各号で定めた方法により原産地を表示するものの、その物品に対する輸入国の原産地表示規定がこれと異なる方式で表示するようになっている場合はその規定により原産地を表示することができる。ただし、輸入した物品に対して国内で簡単な加工活動を経て輸出する場合には、韓国を原産地として表示してはならない。

第 57 条【原産地表示方法の確認】

- ① 第 56 条による原産地表示方法によって原産地を表示すべき者は、該当物品が輸入される前に文書にてその物品の適切な原産地表示方法に関する確認を産業通商資源部長官に要請することができる。(2008.2.29.,

2013.3.23. 改正)

② 第 1 項による産業通商資源部長官の原産地表示方法の確認に関して異議のある者は、確認結果の通知を受けた日から 30 日以内に書面にて産業通商資源部長官に異議を申し立てることができる。(2008.2.29., 2013.3.23. 改正)

③ 原産地表示方法に対する確認要請と確認結果に対する異議申し立てに必要な事項は産業通商資源部長官が定めて告示する。(2008.2.29., 2013.3.23. 改正)

④ 産業通商資源部長官は法第 33 条第 3 項により原産地表示対象物品を輸入する者に対して該当物品が通関する時に第 56 条第 1 項から第 3 項までの規定による原産地の表示方法および表示如何などを確認することができる。この場合、確認方法と確認手続きなどに関しては産業通商資源部長官が定めて告示する。(2008.2.29., 2010.10.1., 2013.3.23. 改正)

第 57 条の 2(資料調査)(2010.10.1. 新設)[2022.12.9. 条文見出しの改正]

法第 33 条第 5 項の“大統領令で定める関連資料”とは、以下の各号に該当する資料を意味する。(2013.3.23., 2022. 12. 9. 改正)

1. 輸入した物品などの貿易取引者および販売業者の情報に関する資料
2. 輸入した物品などの価格、数量、品質および製造または加工工程に関する資料
3. その他原産地の表示に対する違反の如何を確認するために、産業通商資源部長官が必要であると認定する資料

第 58 条【原産地表示の違反物品に対する是正措置】

① 法第 33 条の 2 第 1 項による是正措置の内容は以下の各号の通りである。(2010.10.1., 2020.2.18.改正)

1. 原産地表示の原状回復、訂正、抹消または原産地表示命令
2. 違反物品の取引または販売行為の中止

② 法第 33 条の 2 第 1 項による是正措置命令は以下の各号の事項を明示した書面により行わなければならない。(2010. 10. 1., 2020.2.18.改正)

1. 違反行為の内容
2. 是正措置命令の事由および内容
3. 是正期限

第 59 条【課徴金の賦課および納付】

① 産業通商資源部長官または市・道知事は法第 33 条の 2 第 2 項により課徴金を賦課するためにはその違反行為の種類と課徴金の金額を明示して課徴金の納付を書面にて通知しなければならない。(2008.2.29., 2010.10.1., 2013.3.23., 2014.1.28. 改正)

② 第 1 項により通知を受けた者は、納付通知日から 20 日以内に課徴金を産業通商資源部長官または市・道知事が定める納付機関に支払わなければならない。(2008.2.29., 2013.3.23., 2014.1.28., 2023. 12. 12.改正)

- ③ 第 2 項により課徴金を受けた納付機関は、課徴金を支払った者に領収証を発給しなければならない
- ④ 課徴金の納付機関は第 2 項による課徴金を受け取った場合、直ちにその事実を産業通商資源部長官または市・道知事に通知しなければならない。(2008.2.29., 2013.3.23., 2014.1.28. 改正)
- ⑤ (削除、2014.1.28.)

第 60 条【課徴金を賦課する違反行為の種類と課徴金の金額】

- ① 法第 33 条の2第2項により課徴金を賦課する違反行為の種類と違反程度による課徴金の金額は別表 2 の通りである。(2010.10.1., 2014. 1. 28. 改正)
- ② 産業通商資源部長官または市・道知事は該当貿易取引者などの輸出入規模、中小企業であるか否か、違反程度および違反回数などを考慮して第 1 項による課徴金金額の 2 分の 1 の範囲内で加重あるいは軽減することができる。ただし、加重する場合にも課徴金の総額は 3 億ウォンを超過することはできない。(2008.2.29., 2009.11.2., 2013.3.23., 2014.1.28., 2022.12.9. 改正)

第 61 条【輸出入物品の原産地判定基準】

- ① 法第 34 条による輸入物品に対する原産地判定は以下の各号のいずれか一つの基準によらなければならない。(2008.11.5 改正)
 - 1. 輸入物品の全部が一つの国家で採取されるかあるいは生産された物品(以下“完全生産物品”という)である場合はその国家をその物品の原産地にする。
 - 2. 輸入物品の生産・製造・加工過程に二つ以上の国家が関連する場合は、最終的に実質的変形を加えてその物品に本質的特性を付与する活動(以下“実質的変形”という)をした国家をその物品の原産地にする。
 - 3. 輸入物品の生産・製造・加工過程に二つ以上の国家が関連する場合、単純な加工活動をする国家を原産地にしない。
- ② 第 1 項による完全生産物品、実質的変形、単純な加工活動の基準など、原産地判定基準に関する具体的な事項は関係中央行政機関の長と協議を行い、産業通商資源部長官が定めて告示する。(2008.2.29., 2013.3.23 改正)
- ③ 法第 34 条による輸出品に対する原産地判定は第 1 項および第 2 項による基準を準用して判定するものの、その物品に対する原産地判定基準が輸入国の原産地判定基準と異なる場合は、輸入国の原産地判定基準に従って原産地を判定することができる。(2008.11.5 新設)

第 62 条【原産地判定手続き】(2010. 10. 1. 題目改正)

- ① 法第 34 条第 3 項により輸出または輸入物品の原産地判定を希望する者は対象物品の関税・統計統合品目分類表(「関税法施行令」第 98 条による関税・統計統合品目分類表を言う。以下、同じ)上の品目番号・品目名(モデル名を含む)、要請事由、要請者が主張する原産地などを明示した要請書に見本 1 つとその他原産地判定に必要な資料を添付して産業通商資源部長官に提出しなければならない。ただし、物品の性質上、見本の提出が

難しいか、見本がなくてもその物品の原産地判定に差し支えがないと認められる場合には見本の提出を省略することができる。(2008.2.29., 2010.10.1., 2013.3.23.改正)

② 産業通商資源部長官は第 1 項により提出された要請書などの不備により輸出または輸入物品の原産地の判定が難しい場合には期間を定めて資料の補正を要求することができ、その期間内に補正しない時には要請書などを返還することができる。(2008.2.29., 2010.10.1., 2013.3.23.改正)

③ 産業通商資源部長官は第 1 項により原産地判定の要請を受けた場合には 60 日以内に原産地を判定してその結果を要請した者に文書で通知しなければならない。ただし、その判定に関連する資料収集などのために必要な期間は算入しない。(2008.2.29., 2010.10.1., 2013.3.23.改正)

④ 原産地判定の結果が要請人の主張と異なる場合には判定の根拠などを記載しなければならない。(2010. 10. 1.改正)

⑤ 原産地判定の要請方法とその他判定に必要な事項は産業通商資源部長官が定めて告示する。(2008.2.29., 2010.10.1., 2013.3.23.改正)

第 63 条【異議の申し立て】

① 法第 34 条第 5 項により原産地判定に異議の申し立てをしようとする者は、対象物品の関税・統計統合品目分類表上の品目番号・品目名(モデル名を含む)、異議申し立ての事由、申請者が主張する原産地などを明示した異議申し立て申請書に原産地判定に必要な資料を添付して産業通商資源部長官に提出しなければならない。(2008.2.29., 2013.3.23.改正)

② 産業通商資源部長官は、第 1 項により提出された申請書などの不備により異議申し立てに対する決定が難しい場合には、期間を定めて資料の補正を要求することができ、その期間内に資料が補正されない場合は、申請書などを返送することができる。(2008.2.29., 2013.3.23.改正)

③ 産業通商資源部長官は第 1 項による異議申し立てに対する決定を行うため、関係専門家に諮問、もしくは利害関係者などの意見を聞くことができる。(2008.10.20., 2013.3.23.改正)

④ 原産地判定に対する異議申し立ての手続きなどに関して必要な細部的な事項は産業通商資源部長官が定める。(2008.2.29., 2013.3.23.改正)

第 64 条【原産地判定委員会の構成・運営】

削除(2008.10.20)

第 65 条【輸入物品の原産地証明書の提出】

① 産業通商資源部長官は法第 36 条により、産業通商資源部長官が定めて告示する地域から産業通商資源部長官が定めて告示する物品を輸入しようとする者に、以下の各号の機関が発行する原産地証明書をその物品を輸入する際に提出するよう求めることができる。(2008.2.29., 2013.3.23.改正)

1. その物品の原産地国家
2. その物品を船積みした国家の政府

3. 第 1 号の国家または第 2 号の政府が認定する機関

② その他第 1 項による原産地証明書に関して必要な事項は産業通商資源部長官が定めて告示する。
(2008.2.29., 2013.3.23.改正)

第 66 条【原産地証明書の発給基準など】[2022.12.9. 条文見出しの改正]

① 法第 37 条第 1 項による輸出物品または輸入原料を使用し、国内で生産され、国内で流通または販売される物品など(以下“国内生産物品など”という。)の原産地証明書の発給基準は、以下の各号のとおりとする。
(2022.12.9.改正)

1. 憲法に基づき締結・公布された条約や協定において定めた基準
2. 相手輸入国において定めた基準
3. 法第 35 条により産業通商資源部長官が定めて公告する基準

② 輸出物品または国内生産物品などの原産地証明書の発給を受けようとする者は、輸出物品または国内生産物品などの原産地証明書発給申請書に以下の各号の書類を添付して産業通商資源部長官に提出しなければならない。(2008.2.29., 2013.3.23., 2022.12.9. 改正)

1. 購買者・供給者に関する書類
2. 輸出物品の価格・数量などに関する書類
3. その他輸出物品または国内生産物品などの原産地を証明する際に必要な書類として産業通商資源部長官が定めて公告する書類

③ 産業通商資源部長官は第 2 項による申請を受けた場合、第 1 項による原産地証明書の発給基準に適合するかを調査・確認して発給の可否を決定した後、輸出物品または国内生産物品などの原産地証明書を発給しなければならない。(2008.2.29., 2013.3.23., 2022.12.9. 改正)

④ 第 3 項による原産地証明書の有効期間は 1 年とする。ただし、憲法により締結・公布された条約や協定で異なる有効期間が定められている場合には、その有効期間とする。(2007. 9.10., 2022.12.9. 改正)

⑤ 第 1 項から第 4 項まで規定したもの以外に輸出物品または国内生産物品などの原産地証明書の発給などに必要な細部事項は産業通商資源部長官が定めて告示する。(2008.2.29., 2013.3.23., 2022.12.9. 改正)

第 67 条【単純な加工活動】

法第 38 条の“大統領令で定める単純な加工活動”とは、第 61 条第 2 項により告示された単純な加工活動の基準による活動を意味する。

3. 対外貿易管理規程（施行 2024.3.8.、産業通商資源部告示第 2024-43 号）

第 5 章 原産地

第 2 節 原産地の表示

第 75 条【輸入物品の原産地表示対象物品など】

- ① 令第 55 条による原産地表示対象物品は別表 8 で掲げられた輸入物品であり、原産地表示対象物品は当該物品に原産地を表示しなければならない。
- ② 第 1 項にも関わらず、原産地表示対象物品が次の各号のいずれか一つに該当する場合は、令第 56 条第 2 項によって当該物品に原産地を表示せず、当該物品の最小包装、容器などに輸入物品の原産地表示をすることができる。
1. 当該物品に原産地を表示することが不可能な場合
 2. 原産地表示によって当該物品が大きく毀損される場合（例：ビリヤード球、コンタクトレンズ、包装していない集積回路など）
 3. 原産地表示によって当該物品の価値が実質的に低下する場合
 4. 原産地表示の費用が当該物品の輸入を阻むほど過度に高い場合（例：物品価格より表示費用の方が高い場合など）
 5. 商取引の慣行上、最終購買者に包装または容器に封印され販売される物品または封印されずとも包装・容器を開けずに販売される物品（例：石鹸、歯ブラシ、密封された医薬品など）
 6. 実質的な変形を起こす製造工程に投入される部品および原材料を輸入後、実需要者に直接供給する場合
 7. 物品の外観上、原産地の誤認可能性が低い場合（例：ドリアン、オレンジ、バナナのような果物、野菜など）
 8. 関税庁長が産業通商資源部長官と協議して妥当であると認める物品
- ③ 令第 55 条第 2 項による単純加工活動の具体的な事項は第 85 条第 8 項の各号を準用する。

第 76 条【輸入物品の原産地表示の一般原則】

- ① 輸入物品の原産地は次の各号のいずれか一つに該当する方式でハングル、漢字または英文で表示できる。
1. “原産地：国名”または“国名産”、“国名製”
 2. “Made in 国名”または“Product of 国名”
 3. “Made by 物品製造者の社名、住所、国名”
 4. “Country of Origin：国名”
 5. 令第 61 条の原産地と同一な場合で、国際商取引慣行上妥当であると関税庁長が認める方式

6. 削除

- ② 輸入物品の原産地は最終購買者が当該物品の原産地を容易に判読できる大きさの活字体で表示しなければならない。
- ③ 輸入物品の原産地は最終購買者が 正常な物品購買過程で原産地表示を発見することができるように識別しやすい所に表示しなければならない。
- ④ 表示された原産地は簡単に消えず、物品（または包装・容器）から簡単に剥がれ落ちてはならない。
- ⑤ 輸入物品の原産地は製造段階で印刷（printing）、謄写（stenciling）、烙印（branding）、鑄造（molding）、蝕刻（etching）、縫い取り（stitching）、またはこれと類似する方式で原産地を表示することを原則とする。ただし、物品の特性上、上記のような方式で表示することが不適合であるかあるいは物品を毀損する恐れがある場合には、捺印（stamping）、ラベル（label）、ステッカー（sticker）、札（tag）を使用して表示できる。
- ⑥ 最終購買者が輸入物品の原産地を誤認する恐れがない場合には、以下の各号のように通常に広く使われている国家名、地域名などを使用して原産地を表示できる。

- 1. United States of America を USA
 - 2. Switzerland を Swiss
 - 3. Netherlands を Holland
 - 4. United Kingdom を UK または GB
 - 5. 削除
 - 6. 特定国家の植民地、属領または保護領の地域で生産された場合は、関税庁の貿易統計符号に規定された国別分類基準に基づく国名
 - 7. その他関税庁長が産業通商資源部長官と協議して妥当であると認める国家、地域名
- ⑦ 「電気用品及び生活用品安全管理法」、「食品等の表示・広告に関する法律」など他の法令で物品の表示方法などを定めている場合にはこれを適用して原産地を表示することができる。

第 76 条の 2【輸入物品の原産地表示の例外など】

- ① 輸入物品が小さく第 76 条第 1 項第 1 号から第 4 号までの方式で当該物品の原産地を表示できない場合には、国名のみ表示することができる。
- ② 最終購買者が輸入物品の原産地を誤認する恐れがないように表示するという前提の下、第 76 条第 1 項第 1 号から第 4 号までの原産地表示に併記して物品別の製造工程上の多様な特性を反映できるよう、以下の各号の例示により補助表示することができる。
 - 1. “Designed in 国名”、“Fashioned in 国名”、“Molded in 国名”、“styled in 国名”、“Licensed by 国名”、“Finished in 国名”
 - 2. その他関税庁長が第 1 号に準じて妥当であると認めた補助表示方式
- ③ 輸出国における主な部分品の単純な結合物品、原材料の単純な混合物品、中古物品であることから原産地の特定が難しい物品は、以下のように原産地を表示できる。

1. 単純な組立物品：“Organized in 国名（部分品別に原産地を羅列）”
2. 単純な混合物品：“Mixed in 国名（原材料別に原産地を羅列）”
3. 中古物品：“Imported from 国名”

第 77 条【原産地誤認の恐れがある輸入物品の原産地表示】

- ① 法第 33 条第 4 項第 1 号の原産地誤認において、特に原産地誤認の恐れがある物品とは、次の各号のいずれか一つに該当する物品をいう。
 1. 注文者商標付着（OEM）方式により生産された輸入物品の原産地と、注文者が位置する国名が異なるために、最終購買者が当該物品の原産地を誤認する恐れがある物品
 2. 物品または包装・容器にはっきりと表示されている商号・商標・地域・国または言語名が輸入物品の原産地と異なり、最終購買者が当該物品の原産地を誤認する恐れがある物品
- ② 第 1 項に該当する輸入物品は当該物品または包装・容器の前面に第 76 条によって原産地を表示しなければならない。物品の特性上、前・後面の区別が難しいか、または前面に表示するのが難しい場合などには、原産地誤認を招く表示と近いところに表示しなければならない。ただし、該当物品に原産地が適合に表示されており、最終販売段階で陳列された物品などを通じて最終購買者が原産地の確認が可能であり、国際商取引の慣行上通用する方法で原産地を表示する場合、税関長は産業通商資源部長官と協議して包装・容器に表示された原産地誤認をもたらす表示と近くない所にあっても 原産地誤認はないとみなすことができる。
- ③ 第 1 項に該当する輸入物品を販売する者は、販売または陳列時に消費者が分かるように商品に表示された原産地とは別にステッカー、標識などを利用して原産地を表示しなければならない。
- ④ 他の法令で定める表示事項の生産国（または製造国など）の表示がこの規程の原産地と異なる場合には、この規程の原産地を併記する。

第 78 条【輸入後単純な加工活動を遂行した物品などの原産地表示】

- ① 令第 55 条第 2 項に該当する物品の原産地表示は次の各号のいずれか一つの方法により原産地を表示しなければならない。ただし、次の各号で別途規定されていない事項に対しては、第 75 条から第 77 条まで、第 79 条から第 81 条までの規定を準用する。
 1. 原産地表示対象物品が輸入された後、最終購買者が購買する前に国内で単純製造・加工処理され輸入物品の原産地が隠蔽・除去されたり、隠蔽・除去されたりする恐れがある物品の場合は製造・加工業者（輸入者が製造業者である場合を含む）は完成加工品に輸入物品の原産地が確実に分かるように原産地を表示しなければならない。
 2. 原産地表示対象物品が大型包装の状態で輸入された後に最終購買者が購買する前に国内で小売単位に再包装されて販売される物品の場合は、再包装販売業者（輸入者が販売業者である場合を含む）は再包装容器に輸入物品の原産地を明確に表示しなければならない。再包装されずにバラまたは産物として取引

される場合にも、物品または販売容器・販売場所にステッカーの付着、標識の付着などの方法で輸入品の原産地を表示しなければならない。

3. 原産地表示対象物品が輸入された後、最終購買者が購買する前に他の物品と結合して販売される場合（例：バイオリンとバイオリンケース、ライターとライターケースなど）には、製造・加工業者（輸入者が製造業者である場合を含む）は輸入された物品の原産地が明確に示されるように“（当該物品名の）原産地：国名”の形態で原産地を表示しなければならない。

② 第 1 項に該当する場合には、税関長が輸入者に輸入通関後、法令による原産地表示を遵守するように命ずることができる。

③ 第 1 項に該当する物品を輸入する者が同物品を第三者（中間購買業者または販売者など）に譲渡（第三者が再譲渡する場合を含む）する場合には、譲受人に対し、法令による原産地表示義務を遵守しなければならないことを書面にて通知しなければならない。

第 79 条【輸入セット物品の原産地表示】

① 輸入セット物品の場合、該当するセット物品を構成する個別物品の原産地が同じであり、最終購買者に対し、セット物品として販売される場合には、個別物品に原産地表示しなくても、その物品の包装・容器に原産地を表示することができる。

② セット物品を構成する個別物品などの原産地が 2 カ国以上の場合、個別物品にそれぞれ原産地を表示し、セット物品の包装・容器には個別物品の原産地をすべて羅列・表示しなければならない。（例：Made in China、Taiwan…）

③ 輸入セット物品に該当する原産地表示対象は関税庁長が定める。

第 80 条【輸入容器の原産地表示】

① 関税率表によって容器として別途分類され輸入される物品の場合は、容器に“（容器名）の原産地：（国名）”に相応する表示をしなければならない。（例：“Bottle made in 国名”）

② 第 1 項にも関わらず、1 回の使用で廃棄される容器の場合は最小販売単位の包装に容器の原産地を表示することができ、実需要者がこれらの物品を輸入する場合は容器の原産地を表示しなくてもよい。

第 81 条【輸入物品の原産地表示方法の細部事項】

① 関税庁長は産業通商資源部長官との事前協議を経て第 75 条から第 80 条までの原産地表示方法によって物品の特性を勘案した細部的な表示方法を定めることができる。

② 関税庁長は輸入物品の原産地表示方法に関する細部事項を定める場合、これを告示しなければならない。

第 82 条【輸入物品の原産地表示の免除】

① 第 75 条によって物品または包装・容器に原産地を表示すべき輸入物品が次の各号のいずれか一つに該当する場合は原産地表示を省略することができる。

1. 令第 2 条第 6 号および第 7 号による外貨獲得用原料および施設機材として輸入される物品
2. 個人に無償送付された託送品・別送品または旅行者携帯品
3. 輸入後に実質的な変形を起こす製造工程に投入される部品および原材料として実需要者が直接輸入する場合（実需要者のために輸入を代行する場合を含む）
4. 販売または賃貸目的で提供されない物品で、実需要者が直接輸入する場合。ただし、当該物品のうち製造用施設および資機材（部分品および予備部品を含む）については、実需要者のために輸入を代行する場合においても認めることができる。
5. 研究開発用品として実需要者が輸入する場合（実需要者のために輸入を代行する場合を含む）
6. 見本品（陳列・販売用ではないものに限る）および輸入された物品の瑕疵補修用物品（輸入された物品自体の欠陥による瑕疵を補修するために直接輸入する場合に限る。）
7. 保税運送・積み替えなどによって韓国を単純に経由する通過貨物
8. 再輸出条件付き免税対象物品など一時輸入物品
9. 韓国から輸出された後再輸入される物品
10. 外交官免税対象物品
11. 個人が自己消費用として輸入する物品として税関長が妥当であると認定する物品
12. その他関税庁長が産業通商資源部長官と協議して妥当であると認める物品

② 税関長は第 1 項によって原産地表示が免除される物品に対して外貨獲得履行可否、目的以外の使用など、原産地表示免除の適合可否を事後確認することができる。

第 83 条【原産地表示の確認・調査】

- ① 別表 8 の物品に対し、税関長は、必要であると判断される場合には、該当物品の通関時、原産地表示の有無について確認することができる。
- ② 税関長は輸出・輸入される物品が第 75 条から第 81 条までの規定に違反するものであると認定される場合、原産地の表示、訂正、抹消など適切な措置を指示することができる。
- ③ 関係行政機関の長、市、道知事は輸入申告後、通関された物品が第 75 条から第 81 条までの規定に違反するものと認定される場合、原産地の表示、訂正、抹消など適切な措置を指示することができる。
- ④ 法第 33 条第 5 項による調査を行う公務員の証票は別表 11 の通りである。

第 84 条【原産地表示の確認および異議申し立て】

- ① 関税庁長は令第 57 条第 1 項によって適正な原産地表示方法に関する確認の要請を受けた場合には、申請を受け付けた日から 30 日以内に令第 56 条によって該当物品の適正な表示方法を確認して要請人に知らせなければならない。

- ② 第 1 項の通知内容に対して令第 57 条第 2 項による異議申し立てを受け付けた関税庁長は受付日から 30 日以内に異議申し立てに対して決定を行い、これを要請人に知らせなければならない。
- ③ 関税庁長は第 1 項による原産地表示の事前確認および異議申し立てに必要な事項を産業通商資源部長官と協議して別途に定めることができる。

第 3 節 原産地判定

第 85 条【輸入物品の原産地判定基準】

- ① 次の各号のいずれか一つに該当する物品を令第 61 条第 1 項第 1 号による完全生産物品とみなす。
 - 1. 該当国領域で生産された鉱産物、農産物および植物性生産物
 - 2. 該当国領域で繁殖、飼育された、生きている動物とこれらから採取した物品
 - 3. 該当国領域で狩猟、漁労で採捕した物品
 - 4. 該当国船舶により該当国以外の国家の領海、排他的経済水域ではない所で採捕した漁獲物、その他物品
 - 5. 該当国で製造、加工工程中に発生した残余物
 - 6. 該当国または該当国の船舶で第 1 号から第 5 号までの物品を原材料として製造・加工した物品
- ② 令第 61 条第 1 項第 2 号での“実質的な変形”とは、該当国での製造・加工過程を通じて原材料の税番とは異なる税番(HS6 桁基準)の製品を生産することをいう。
- ③ 産業通商資源部長官が関税率表上に該当物品とその原材料の税番が区分されていないことから、製造、加工過程を通じてその物品の本質的な特性を付与する活動を加えても税番(HS6 桁基準)が変更されない場合には、関係機関の意見を聞いた後、当該物品の生産で発生した付加価値および主な工程などの総合的な特性を勘案し、実質的変更に対する基準を提示することができる。
- ④ 第 2 項にも関わらず、産業通商資源部長官が別表 9 で別途に定める品目に対しては付加価値、主要部品または主要工程などによって該当物品の原産地を判定する。
- ⑤ 第 4 項による付加価値の比率は該当物品の製造・生産に使用された原料および構成品の原産地別価格累計が該当物品の輸入価格(FOB 価格基準)に占める割合とする。
- ⑥ 第 4 項の主要部品に対しては次の各号の国家を原産地とみなす。
 - 1. 当該主要部品の原料および構成品の付加価値生産に最も寄与した国家が当該完成品の付加価値比率基準上位 2 カ国のうちの一つに該当する場合は当該国家
 - 2. 当該主要部品の原料および構成品の付加価値生産に最も寄与した国家が当該完成品の付加価値比率基準上位 2 カ国のうちの一つに該当しない場合は、当該完成品を最終的に製造した国家
- ⑦ 第 5 項および第 6 項の規定によって付加価値の比率を算定する場合、当該物品の製造・生産に使用された原料および構成品の価格は次の各号のいずれか一つで定める価格とする。
 - 1. 当該製造・生産国で外国から輸入調達した原料および構成品の価格は、それぞれ輸入単位別の FOB

価格

2. 当該製造・生産国で国内的に供給された原料および構成品の価格は、それぞれ購買単位別の工場渡価格

⑧ 次の各号のいずれか一つを令第 61 条第 1 項第 3 号に規定された“単純な加工活動”とみなし、単純な加工活動を行う国には原産地を付与しない。

1. 運送または保管目的により物品を良好な状態で保存するために行う加工活動
2. 船積みまたは運送を容易にするための加工活動
3. 販売目的で物品の包装などに関連した活動
4. (削除)
5. 製造・加工の結果、HS6 桁が変更される場合でも、次の各目のいずれか一つに該当する加工およびこれらと結合する加工は単純な加工活動の範囲に含まれる。

ア. 通風

イ. 乾燥または単純加熱(煎ること、焼くことを含む)

ウ. 冷凍、冷蔵

エ. 損傷部位の除去、異物質除去、洗浄

オ. 油塗り、サビ防止または保護のための塗色、塗装

カ. 濾過または選別(sifting or screening)

キ. 整理(sorting)、分類または格付け選定(classifying or grading)

ク. 試験または測定

ケ. 表示やラベルの修正または鮮明化

コ. 加水、稀釈、吸湿、加塩、加糖、電離(ionizing)

サ. 皮むき(husking)、脱殻(shelling or unshelling)、種除去および新鮮または冷蔵肉類の冷凍、単純切断および単純混合

シ. 別表 9 に定めた HS 01 類の家畜を輸入して国内で屠畜する場合、同別表に定められた品目別飼育期間未満の期間、該当国で飼育した家畜の屠畜(slaughtering)

ス. 延ばし(spreading out)、圧搾(crushing)

セ. ア目からス目までの規定に準じる加工として産業通商資源部長官が別途に判定する単純な加工活動

第 86 条【輸入原料を使用した国内生産物品などの原産地判定基準】

① 法第 35 条による輸入原料を使用した国内生産物品などにおいて、原産地判定基準適用対象物品は、次の各号のいずれにも該当しない物品である。

1. 国内に輸入後第 85 条第 8 項の単純な加工活動を行った物品
2. 1 類～24 類(農水産物・食品)、30 類(医療用品)、33 類(香料・化粧品)、48 類(紙とボール紙)、49 類(書籍・新聞・印刷物)、50 類～58 類(繊維)、70 類(硝子)、72 類(鉄鋼)、87 類(8701～8708 の一般車両)、

89 類(船舶)

② 第 1 項の原産地判定基準適用対象物品のうち、次の各号のいずれか一つに該当する場合、韓国を原産地とする物品とみなす。この場合における製造原価とは、一般的に、物品の工場渡し供給価額から利潤および販売・管理費を除いた金額になるが、正確な計算が困難な場合など、例外的な場合には、国を当事者とする契約に関する法律施行規則第 9 条に基づく公認原価計算役務機関が計算した原価をもって代えることができる。

1. 韓国で製造・加工過程を通じて輸入原料の税番と異なる税番(HS6 桁基準)の物品(税番 HS4 桁に該当する物品の税番が HS6 桁において全く分類されていない物品を含む。)を生産し、当該物品の製造原価から輸入原料の輸入価格(CIF 基準で実際に取引された価格、以下同じ)を控除した金額が、製造原価の 51%以上である場合

2. 韓国で製造・加工過程を通じて第 1 号の税番が変更されていない物品を最終的に生産し、当該物品の製造原価から輸入原料の輸入価格を控除した金額が、製造原価の 85%以上である場合

③ 第 2 項に関わらず、天日塩は外国産原材料が使用されずに製造されたものを韓国原産地とみなす。

④ 第 2 項および第 3 項の規定により国内生産物品などの原産地を韓国とみなすことができる場合には、第 76 条第 1 項の規定を準用して表示することができる。

⑤ 法第 35 条による輸入原料を使用した国内生産物品のうち、第 2 項の原産地規定を満たさない物品の原産地表示は次の各号の方法によって表示することができる。

1. 韓国を加工国または組立国など并表示するものの、原料または部品の原産地を同一な大きさと方法で並行して表示

2. 第 1 号の原料または部品が 1 カ国の生産品である場合には原料(または部品)の原産地:国名を表示

3. 第 1 号の原料または部品が 2 カ国以上(韓国を含む)で生産された場合には、完成品の製造原価の材料費に占める構成比率が高い順に 2 つ以上の原産地をそれぞれの構成比率と共に表示(例:原料(または部品)の原産地:国名(○%)、国名(○%))

⑥ 第 2 項に基づく判定時において、原産地が韓国であることを立証することができない原料は、輸入原料とみなす。

第 87 条【原産地判定基準の特例】

① 機械・器具・装置または車両に使われる付属品・予備部分品および工具で、機械などと共に輸入され同時に販売され、その種類および数量からみて正常な付属品、予備部分品および工具であると認められる物品の原産地は当該機械・器具・装置または車両の原産地と同じものとみなす。

② 包装用品の原産地は当該包装された内容品の原産地と同じものとみなす。ただし、法令により包装用品と内容品を各々別個に区分して輸入申告するよう規定されている場合には、包装用品の原産地は内容品の原産地と区分して決定する。

③ 撮影された映画用フィルムに対してはその映画製作者が属する国を原産地とする。

- ④ 令第 4 条に基づく電子的形態の無体物は、著作権者が属する国を原産地とする。

第 88 条【輸出入物品の原産地判定】

関税庁長は令第 62 条による原産地判定のために必要な場合、当該事案に関連する行政機関の長、貿易取引者およびその他利害関係人に資料の提出を要請することができる。

第 89 条 削除

第 90 条【原産地の判定資料の補正期間】

令第 63 条第 2 項の補正期間は法第 34 条第 6 項による異議申し立ての決定期間に算入しない。

第 91 条【原産地の確認】

- ① 令第 65 条第 1 項により、原産地を確認しなければならない物品を輸入する者は、輸入申告前までに原産地証明書などの関係資料を提出して確認を受けなければならない。
- ② 第 1 項の規定により、輸入時に原産地証明書を提出しなければならない場合は次の通りである。
 1. 統合公告により特定地域からの輸入が制限される物品
 2. 原産地虚偽表示、誤認・混同表示などを確認するために税関長が必要であると認める物品
 3. その他法令により原産地確認が必要な物品
- ③ 第 1 項の規定によって関係資料の提出を受けた税関長は該当資料の発行機関にこの確認を要請することができる。
- ④ 関税庁長は第 1 項の原産地確認に必要な事項を産業通商資源部長官と協議して別途に定めることができる。
- ⑤ 第 1 項の規定によって関係資料を提出した者は資料提出機関に提出した資料を営業上の秘密として保護することを要請することができる。

第 92 条【原産地証明書などの提出免除】

第 91 条第 1 項にも関わらず次の各号のいずれか一つに該当する物品は原産地証明書などの提出を免除する。

1. 課税価格（従量税の場合にはこれを「関税法」第 15 条の規定に準じて算出した価格）が 15 万ウォン以下である物品
2. 郵便物（「関税法」第 258 条第 2 項に該当するものを除く）
3. 個人に無償送付された託送品・別送品または旅行者の携帯品
4. 再輸出条件付き免税対象物品など一時輸入物品
5. 保税運送、積み替えなどによって韓国を単純に経由する通過貨物

6. 物品の種類、性質、形状またはその商標、生産国名、製造者などによって原産地が認められる物品
7. その他関税庁長が産業通商資源部長官と協議して妥当と認める物品

第 93 条【原産地確認における直接運送原則】

① 輸入物品の原産地はその物品が原産地国家以外の国家（以下“非原産国”という）を経由せず原産地国家から直接韓国に運送搬入された物品に限り当該物品の原産地を認める。ただし、次の各号のいずれか一つに該当する場合には当該物品が非原産国の保税区域などで税関監視の下に積み替えまたは一時蔵置などがなされ、これら以外の他の行為がなかったことが認められる場合に限り、これを韓国に直接運送された物品とみなす。

1. 地理的または運送上の理由で、非原産国で積み替えまたは一時蔵置がなされた物品の場合
2. 博覧会、展示会その他これに準じる行事に展示するために非原産国に輸出した物品で当該物品の展示目的に使用した後、韓国に輸出した物品の場合

② 第 1 項のただし書きの規定に該当する物品の場合には、関税庁長が定める書類を原産地証明書と共に第 91 条に従って税関長に提出しなければならない。

(別表 8) 原産地表示対象物品

HS 類別	品目コード
01 類	0102, 0106 (すっぽんに限る)
02 類	0201, 0202, 0203, 0204, 0205, 0206, 0207, 0208, 0209, 0210
03 類	0301, 0302, 0303, 0304, 0305, 0306, 0307, 0308, 0309
04 類	0401, 0402, 0403, 0404, 0405, 0406, 0407, 0408, 0409, 0410
05 類	0504, 0506, 0507, 0510
06 類	0601, 0602, 0603, 0604
07 類	0701, 0702, 0703, 0704, 0705, 0706, 0707, 0708, 0709, 0710, 0711, 0712, 0713, 0714
08 類	0801, 0802, 0803, 0804, 0805, 0806, 0807, 0808, 0809, 0810, 0811, 0812, 0813, 0814
09 類	0901, 0902, 0903, 0904, 0906, 0907, 0908, 0910
10 類	1001, 1002, 1003, 1004, 1005, 1006, 1007, 1008
11 類	1101, 1102, 1103, 1104, 1105, 1106, 1107, 1108, 1109
12 類	1201, 1202, 1203, 1204, 1205, 1206, 1207, 1208, 1209, 1211, 1212
13 類	1302
15 類	1501, 1502, 1503, 1504, 1507, 1508, 1509, 1510, 1511, 1512, 1513, 1514, 1515, 1516, 1517, 1520, 1521, 1522
16 類	1601, 1602, 1603, 1604, 1605
17 類	1701, 1702, 1703, 1704
18 類	1801, 1802, 1803, 1804, 1805, 1806
19 類	1901, 1902, 1903, 1904, 1905
20 類	2001, 2002, 2003, 2004, 2005, 2006, 2007, 2008, 2009
21 類	2101, 2102, 2103, 2104, 2105, 2106
22 類	2201, 2202, 2203, 2204, 2205, 2206, 2207, 2208, 2209
23 類	2301, 2303, 2308, 2309
24 類	2401, 2402, 2403, 2404
25 類	2501
28 類	2815.11, 2853
30 類	3003, 3004, 3005, 3006
31 類	3101
32 類	3201, 3202, 3203, 3204, 3205, 3206, 3207, 3208, 3209, 3210,

HS 類別	品目コード
	3211, 3212, 3213, 3214, 3215
33 類	3301, 3302, 3303, 3304, 3305, 3306, 3307
34 類	3401, 3402, 3403, 3404, 3405, 3406, 3407
35 類	3504, 3505, 3506
36 類	3604, 3605, 3606
37 類	3702, 3703, 3704, 3707
38 類	3808, 3814, 3820, 3824, 3826, 3827
39 類	3916, 3917, 3918, 3919, 3920, 3921, 3922, 3923, 3924, 3925, 3926
40 類	4006, 4007, 4008, 4009, 4010, 4011, 4012, 4013, 4014, 4015, 4016, 4017
41 類	4114, 4115
42 類	4202, 4203, 4205, 4206
43 類	4303, 4304
44 類	4402, 4409, 4410, 4411, 4412, 4413, 4414, 4415, 4416, 4417, 4418, 4419, 4420, 4421
46 類	4601, 4602
48 類	4802, 4803, 4804, 4805, 4806, 4807, 4808, 4809, 4810, 4811, 4813, 4814, 4816 , 4817 4818, 4819, 4820, 4821, 4823
49 類	4905, 4909
50 類	5006, 5007
51 類	5109, 5110, 5111, 5112, 5113
52 類	5204, 5207, 5208, 5209, 5210, 5211, 5212
53 類	5309, 5310, 5311
54 類	5401, 5406, 5407, 5408
55 類	5502, 5508, 5511, 5512, 5513, 5514, 5515, 5516
56 類	5601, 5602, 5603, 5604
57 類	5701, 5702, 5703, 5704, 5705
58 類	5801, 5802, 5803, 5804, 5805, 5806, 5807, 5808, 5809, 5810, 5811
59 類	5909(消防ホースに限る)
60 類	6001, 6002
61 類	6101, 6102, 6103, 6104, 6105, 6106, 6107, 6108, 6109, 6110, 6111, 6112, 6113, 6114, 6115, 6116, 6117
62 類	6201, 6202, 6203, 6204, 6205, 6206, 6207, 6208, 6209, 6210, 6211, 6212, 6213, 6214, 6215, 6216, 6217
63 類	6301, 6302, 6303, 6304, 6305, 6306, 6307, 6308, 6309, 6310

HS 類別	品目コード*
64 類	6401, 6402, 6403, 6404, 6405, 6406
65 類	6501, 6502, 6504, 6505, 6506, 6507
66 類	6601, 6602, 6603
67 類	6704
68 類	6801, 6802, 6804, 6806, 6809, 6810, 6815
69 類	6902, 6903, 6906, 6907, 6908, 6910, 6911, 6912, 6913, 6914
70 類	7003, 7004, 7005, 7006, 7007, 7008, 7009, 7010, 7013, 7014, 7015, 7018, 7019, 7020
71 類	7113, 7114, 7116, 7117
72 類	7208, 7210(電気、溶融、着色亜鉛めっき鋼板に限る), 7214, 7216, 7219, 7225, 7226, 7228
73 類	7307(フランジに限る), 7311, 7315, 7317, 7318, 7319, 7320, 7321, 7322, 7323, 7324, 7325, 7326
74 類	7415, 7418, 7419
75 類	7508
76 類	7607, 7612, 7613, 7615, 7616
78 類	7806
79 類	7907
80 類	8007
82 類	8201, 8202, 8203, 8204, 8205, 8206, 8207, 8208, 8209, 8210, 8211, 8212, 8213, 8214, 8215
83 類	8301, 8302, 8303, 8304, 8305, 8306
84 類	8407, 8408, 8409, 8413, 8414, 8415, 8416, 8417, 8418, 8419, 8421, 8422, 8423, 8424, 8425, 8431, 8432, 8433, 8434, 8435, 8436, 8437, 8438, 8440, 8441, 8442, 8443, 8448, 8450, 8451, 8452, 8453, 8456, 8465, 8466, 8467, 8468, 8469, 8470, 8471, 8472, 8473, 8476, 8479, 8481, 8482, 8483, 8484, 8485, 8487
85 類	8501, 8502, 8503, 8504, 8505, 8506, 8507, 8508, 8509, 8510, 8511, 8512, 8513, 8514, 8515, 8516, 8517, 8518, 8519, 8521, 8522, 8523, 8524, 8525, 8526, 8527, 8528, 8529, 8531, 8532, 8533, 8534, 8535, 8536, 8537, 8538, 8539, 8540,

HS 類別	品目コード
	8541, 8542, 8543, 8544, 8545, 8546, 8547, 8548, 8549
87 類	8701, 8702, 8703, 8704, 8705, 8706, 8707, 8708, 8711, 8712, 8713, 8715, 8716
88 類	8806
89 類	8903
90 類	9001, 9002, 9003, 9004, 9005, 9006, 9010, 9011, 9012, 9013, 9015, 9016, 9017, 9018, 9019, 9021, 9024, 9025, 9026, 9027, 9028, 9029, 9031, 9032, 9033
91 類	9101, 9102, 9103, 9104, 9105, 9106, 9107, 9108, 9109, 9110, 9111, 9112, 9113, 9114
92 類	9201, 9202, 9205, 9206, 9207, 9208, 9209
94 類	9401, 9402, 9403, 9404, 9405
95 類	9503, 9504, 9505, 9506, 9507, 9508
96 類	9603, 9604, 9605, 9607, 9608, 9609, 9610, 9611, 9612, 9613, 9614, 9615, 9616, 9617, 9618, 9619

(別表9) 特定輸入物品の原産地

品目名	原産地判定基準
HS 9006.51 レンズを通じて見られるファインダー（一眼レンズレフレックス）を備えたもの（幅が35ミリメートル以下のロールフィルム用に限る。特殊用途カメラまたは使い捨てカメラは除外） HS 9006.53 その他（幅が35ミリメートルのロールフィルム用に限る。特殊用途カメラまたは使い捨てカメラは除外）	以下の各号の基準を順次適用する。 1. 当該物品に使用された原料および部品の付加価値が完成品付加価値の35%以上である場合、当該原料および部品を生産または最初に供給した国家 2. 第1号の国家がないか、2カ国以上である場合は、主な部品（シャッター、レンズ、ズーム鏡筒、ファインダー）が占める付加価値の比率が高い国家
HS 0102 牛	出生国を原産地とする。 ただし、出生国と飼育国が異なる場合には、以下の基準による。 当該国家で6カ月以上飼育された場合には当該飼育国を原産地とし、飼育期間が6カ月に満たない場合には出生国を原産地とする。
HS 0103 豚	出生国を原産地とする。 ただし、出生国と飼育国が異なる場合には、以下の基準による。 当該国家で2カ月以上飼育された場合には当該飼育国を原産地とし、飼育期間が2カ月に満たない場合には出生国を原産地とする。
牛と豚以外のその他家畜でHS 01類のもの	出生国を原産地とする。 ただし、出生国と飼育国が異なる場合には、以下の基準による。 当該国家で1カ月以上飼育された場合には当該飼育国を原産地とし、飼育期間が1カ月に満たない場合には出生国を原産地とする。

品目名		原産地基準(案)
HS 6101-6117 (編織された衣類およびその付属品)	1) 製品形態に編まれた(knit to shape)物品 (部品と付属品を含む):6101-6117のもの	編織工程実施国(knit shape)
	2) 部品形態に編まれた部品を縫製して生産される物品:6101-6115のもの	縫製工程実施国
	3) 裁断(cut to shape)された部品を縫製して生産される物品:6101-6115のもの	縫製工程実施国
	4) 刺繍を施された平面製品(ハンカチ、ショール、スカーフ、マフラー、マンティーラ、ベールおよびこれに類する物品):6117.10.6117.80 のもの	編織工程実施国。ただし、基布原反の工場渡価格の50%を超過する刺繍工程を実施する場合、刺繍工程実施国
	5) その他の平面製品(ハンカチ、ショール、スカーフ、マフラー、マンティーラ、ベールおよびこれに類する物品):6117.10.6117.80 のもの	編織工程実施国
	6) 部品形態に編まれた部品を縫製して生産される付属品(ネクタイ類、手袋類およびこれに類する物品):6116、6117.20、6117.80 のもの	部品の編織工程実施国 (部品形態となるようにknitされた所)
	7) 裁断された部品を縫製して生産される付属品(ネクタイ類、手袋類およびこれに類する物品):6116、6117.20、6117.80 のもの	縫製工程実施国
	8) 部品形態に編まれた部品を縫製して生産された部品:6117.90 のもの	部品の編織工程実施国
	9) 裁断された部品を縫製して生産される部品:6117.90 のもの	裁断工程実施国
	10) 刺繍を施されたが縫製されていない部品:6101-6117 のもの	編織工程実施国。ただし、基布原反の工場渡価格の50%を超過する刺繍工程を実施する場合、刺繍工程実施国
	11) その他縫製されていない部品:6101-6107 のもの	編織工程実施国

品目名		原産地基準(案)
HS 6201-6217 (編織物を除く衣類およびその付属品)	1) 部品を縫製して生産される物品(6209のオムツを除外する): 6201-6212	縫製工程実施国
	2) オムツ: 6209のもの	製織工程実施国
	3) 刺繍を施された平面製品(ハンカチ、ショール、スカーフ、マフラー、マンティーラ、ベールおよびこれに類する物品): 6213、6214、6217.10のもの	製織工程実施国。ただし、基布原反の工場渡価格の50%を超過する刺繍工程を実施する場合、刺繍工程実施国
	4) その他の平面製品(ハンカチ、ショール、スカーフ、マフラー、マンティーラ、ベールおよびこれに類する物品): 6213、6214、6217.10のもの	製織工程実施国
	5) 部品を縫製して生産された付属品(ネクタイ類、手袋類およびこれに類する物品): 6215、6216、6217.10のもの	縫製工程実施国
	6) 縫製された部品: 6217.90のもの	裁断工程実施国
	7) 刺繍を施された部品: 6201-6217のもの	製織工程実施国。ただし、基布原反の工場渡価格の50%を超過する刺繍工程を実施する場合、刺繍工程実施国
	8) その他の部品: 6201-6217のもの	製織工程実施国
HS 6301-6308 (製品となった紡織用繊維製品)	1) 部品を縫製して生産される物品: 6303、6304、6306、6307.20	裁断工程実施国
	2) 刺繍を施された物品: 6301-6308のもの(6301.10除外)	製織(または編織)工程実施国。ただし、基布原反の工場渡価格の50%を超過する刺繍工程を実施する場合、刺繍工程実施国
	3) 部分品で構成された物品: 6308のもの	Setの本質的な特性を構成する物品製造国
	4) その他の製品: 6301、6302、6305、6307.10、6307.90 (6301.10除外)	製織(または編織)工程実施国
HS 7411.22 銅-ニッケル合金(白銅)または銅-ニッケル-亜鉛合金(洋白)のもの		冷間引抜工程(引抜、熱処理、拡管)実施国

(別表10)削除

4. 関税法[施行 2024.7.1.、法律第 19924 号]

第 2 款 原産地の確認など

第 229 条(原産地確認基準)

- ① この法、条約、協定などによって関税を賦課・徴収、輸出入物品の通関、第 233 条第 3 項の確認要請による調査などのために原産地を確認する時には次の各号のいずれか一つに該当する国を原産地とする。(2014.1.1.改正)
1. 当該物品の全部を生産・加工・製造した国(2010.12.30 改正)
 2. 当該物品が 2 カ国以上にわたって生産・加工または製造された場合にはその物品の本質的特性を付与するにあたって充分な程度の実質的な生産・加工・製造過程が最終的に行われた国(2010.12.30 改正)
- ② 第 1 項各号の規定を適用する物品の範囲、具体的確認基準などに関して必要な事項は企画財政部令で定める。(2010.12.30 改正)
- ③ 1 項および第 2 項の規定にかかわらず、条約・協定などの施行のために原産地確認基準などを別途定める必要がある時には企画財政部令で原産地確認基準などを別途定める。(2010.12.30 改正)

第 230 条(原産地虚偽表示物品などの通関制限)

- 税関長は法令の規定によって原産地を表示しなければならない物品が次の各号のいずれか一つに該当する時には当該物品の通関を許容してはならない。ただし、その違反事項が軽微な時にはこれを補完・訂正するようにした後、通関を許容することができる。(2010.12.30 改正)
1. 原産地表示が法令で定める基準と方法に合致しない形で表示された場合(2010.12.30 改正)
 2. 原産地表示が不正な方法で事実と異なって表示された場合(2010.12.30 改正)
 3. 原産地が表示されていない場合(2010.12.30 改正)

第 231 条(積み替え物品などに対する留置など)

- ① 税関長は第 141 条の規定によって一時的に陸地に下されたり、他の運送手段で積み替え、あるいは複合積み替えされたりする外国物品のうち、原産地が韓国であると虚偽表示された物品は、これを留置できる。(2010.12.30 改正)
- ② 第 1 項の規定によって留置する外国物品は税関長が管理する場所に保管しなければならない。ただし、税関長が必要であると認める時にはこの限りでない。(2010.12.30 改正)
- ③ 税関長は第 1 項の規定によって外国物品を留置する時にはその事実をその物品の荷主またはその委任を受けた者に通知しなければならない。(2010.12.30 改正)
- ④ 税関長は第 3 項の規定による通知をする時には履行期間を定めて原産地表示の修正など必要な措置を命じることができる。この場合、指定した履行期間内に命令を履行しなければ売却する旨を共に通知しなければならない。(2010.12.30 改正)

⑤ 税関長は第 4 項前段の規定による命令が履行された時には第 1 項の規定による物品の留置を直ちに解除しなければならない。(2010.12.30 改正)

⑥ 税関長は第 4 項前段の規定による命令が履行されない時にはこれを売却できる。この場合、売却方法および手続きに関しては第 160 条第 4 項～第 6 項および第 210 条の規定を準用する。(2010.12.30 改正)

第 232 条(原産地証明書など)

① 法、条約・協定などによって原産地確認が必要な物品を輸入する者は、当該物品の原産地を証明する書類(以下、“原産地証明書”という)を提出しなければならない。ただし、大統領令が定める物品の場合にはこの限りでない。(2010.12.30 改正)

② 税関長は第 1 項の規定によって原産地確認が必要な物品を輸入する者が原産地証明書を提出しない時には、本法、条約・協定などによる関税率を適用するにあたって一般特惠関税・国際協力関税または便益関税を排除するなど関税の便益を適用しないことができる。(2010.12.30 改正)

③ 税関長は原産地確認が必要な物品を輸入する者に、第 1 項の規定によって提出された原産地証明書の内容を確認するために必要な資料(以下、“原産地証明書確認資料”という)を提出させることができる。この場合、原産地確認が必要な物品を輸入した者が正当な事由なしに原産地証明書確認資料を提出しない時には、税関長は輸入申告時に提出された原産地証明書の内容を認めないことができる。(2010.12.30 改正)

④ 税関長は第 3 項の規定によって原産地証明書確認資料を提出した者が正当な事由を提示してその資料を公開しないことを要請した時には、その提出人の明示的同意がなければ当該資料を公開してはならない。(2010.12.30 改正)

⑤ 第 1 項から第 4 項までの規定にもかかわらず、条約・協定などの施行のために原産地証明書提出などに関する事項を別途定める必要がある場合には、企画財政部令で定める。(2011.12.31.新設)

第 233 条(原産地証明書などの確認要請および調査)

① 税関長は原産地証明書を発給した国家の税関、その他発給権限のある機関に第 232 条第 1 項および第 3 項の規定によって提出された原産地証明書および原産地証明書確認資料の真偽、正確性などの確認を要請できる。この場合、税関長の確認要請は当該物品の輸入申告が受理された以後に行わなければならない。税関長は確認を要請した事実および回答内容とそれによる決定内容を輸入者に通知しなければならない。(2014.1.1.改正)

② 第 1 項によって税関長が確認を要請した事項に対し、条約または協定で異なって規定した場合を除き、以下の各号のいずれか一つに該当する場合には一般特惠関税・国際協力関税または便益関税を適用しないこともある。この場合、税関長は第 38 条の 3 第 6 項および第 39 条第 2 項によって納付しなければならない税額または納付しなければならない税額と納付した税額の差額を賦課・徴収しなければならない。(2016.12.20 後段改正)

1. 外国税関などが企画財政部令で定めた期間以内にその結果を返信しなかった場合(2014.1.1.新設)

2. 税関長に申告した原産地が実際の原産地と異なるものと確認された場合(2014.1.1.新設)

3. 外国税関などの回答内容に第 229 条による原産地証明書および原産地証明書確認資料の確認に必要な情報が含まれていない場合(2014.1.1.新設)

③ 税関長は、原産地証明書が発行された物品を輸入する国家の権限ある機関から、原産地証明書および原産地証明書確認資料の真偽、正確性などの確認の要請を受けた場合など、必要であると認められる場合には、次の各号のいずれかに該当する者を対象に書面調査または現地調査を行うことができる。

1. 原産地証明書の発行を受けた者
2. 原産地証明書を発行した者
3. 輸出物品の生産者または輸出者

(2018.12.31.改正)

④ 第 1 項による確認要請および第 3 項による調査に必要な事項は大統領令で定める。(2014.1.1.改正)

⑤ 第 1 項から第 4 項までの規定にもかかわらず、条約・協定などの施行のために原産地証明書の確認要請および調査などに関する事項を別途定める必要がある場合には、企画財政部令で定める。(2014.1.1.改正)

5. 関税法施行令[施行 2024.7.1.、大統領令第 34278 号、一部改正 2024.2.29.]

第 236 条(原産地証明書の提出など)

① 次の各号のいずれかに該当する者は当該物品の輸入申告時に当該物品の原産地を証明する書類(以下“原産地証明書”という)を税関長に提出しなければならない。ただし、第 1 号に該当する者で、輸入申告前に原産地証明書の発給を受けたものの、紛失などの事由により輸入申告時に原産地証明書の提出ができなかった場合は、第 4 項による原産地証明書の有効期間内に当該原産地証明書またはその写しを提出することができる(2015.2.6 改正)。

1. 法・条約・協定などによって他の国家の生産(加工を含む)物品に適用される税率より低い税率の適用を受けようとする者で原産地確認が必要であると関税庁長が定める者

2. 関税率の適用、その他の事由によって原産地確認が必要であると関税庁長が指定した物品を輸入する者

② 法第 232 条第 1 項ただし書きの規定によって次の各号の物品に対しては第 1 項の規定を適用しない。

1. 税関長が物品の種類・性質・形状またはその商標・生産国名・製造者などによって原産地を確認することができる物品

2. 郵便物(法第 258 条第 2 項の規定に該当するものを除く)

3. 課税価格(従量税の場合にはこれを法第 15 条の規定に準じて算出した価格をいう)が 15 万ウオン以下の物品

4. 個人に無償で送付された託送品・別送品または旅行者の携帯品

5. その他関税庁長が関係行政機関の長と協議して定める物品

③ 第 1 項の規定によって税関長に提出する原産地証明書は次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

1. 原産地国家の税関、その他発給権限がある機関または商工会議所が当該物品に対して原産地国家(地域を含む)を確認または発行したもの

2. 原産地国家から直接輸入されず第三国を経由して輸入された物品に対してその第三国の税関、その他発給権限がある機関または商工会議所が確認または発行した場合には原産地国家で当該物品に対して発行された原産地証明書を基に原産地国家(地域を含む)を確認または発行したもの

3. 関税庁長が定めた物品の場合には当該物品の商業送り状または関連書類に生産者・供給者・輸出者または権限のある者が原産地国家を記載したもの

④ 第 3 項による原産地証明書には該当輸入物品の品名、数量、生産地、輸出者などの関税庁長が定める事項が記載され、提出日から遡及して 1 年(以下の各号の区分による期間は除く)以内に発行されたものでなければならない。

(2015.2.6 改正)

1. 原産地証明書発行後 1 年以内に該当物品が輸入港に到着したものの、輸入申告は 1 年を経過する場合：物品が輸入港に到着した日の翌日から該当物品の輸入申告を行った日までの期間(2011.4.1 新設)

2. 天災地変、その他これに準ずる事由により原産地証明書発行後 1 年が経過した後に輸入港に到着した場合：該当事由が発生した日の翌日から消滅した日までの期間(2011.4.1 新設)

⑤ 第 1 項の各号外の部分のただし書きにより原産地証明書またはその写しを提出する場合には、第 34 条第 1

項による更正請求書を共に提出しなければならない。(2015.2.6 新設)

第 236 条の 2（原産地などに対する事前確認）

① 法第 232 条の規定により原産地確認が必要な物品を輸入する者は、関税庁長に次の各号のいずれかに該当する事項に対し当該物品の輸入申告をする前にあらかじめ確認または審査(以下“事前確認”という)をしてくれるように申請することができる。(2004.3.29.新設)

1. 法第 229 条の規定による原産地確認基準の充足可否(2004.3.29.新設)
2. 条約または協定などの締結により関連法令において特定物品に対する原産地確認基準を別に定めている場合、当該法令による原産地確認基準の充足可否(2004.3.29.新設)
3. 第 1 号および第 2 号の原産地確認基準の充足可否を決めるための基礎となる事項で、関税庁長が定める事項(2004.3.29.新設)
4. その他関税庁長が原産地による関税の適用に関して必要と定める事項(2004.3.29.新設)

② 事前確認の申請を受けた場合、関税庁長は 60 日以内にこれを確認してその結果を記載した書類(以下“事前確認書”という)を申請人に交付しなければならない。ただし、提出資料の不備などにより事前確認が困難な場合にはその理由を申請人に通知しなければならない。(2004.3.29.新設)

③ 税関長は輸入申告された物品および原産地証明書の内容が事前確認書上の内容と一致すると認められる時は、特別な理由がない限り事前確認書の内容により関税の軽減などを適用しなければならない。(2004.3.29.新設)

④ 第 2 項による事前確認の結果の通知を受けた者(第 236 条の 3 第 1 項による事前確認書の内容変更の通知を受けた者を含む)は、その通知内容に異議を申し立てようとする場合、その結果の通知を受けた日から 30 日以内に、以下の各号の事項が記載された申請書に異議申し立ての内容を確認できる資料を添付し、関税庁長に提出しなければならない<新設 2012.2.2>。

1. 異議を申し立てる者の氏名および住所または居所
2. 該当物品の品名・規格・用途・輸出者・生産者および輸入者
3. 異議申し立ての要旨および内容

⑤ 関税庁長は第 4 項により、異議申し立てを受けた場合、これを審査して 30 日以内にその決定内容を申請人に通知しなければならない<新設 2012.2.2>。

⑥ 関税庁長は異議申し立ての内容または手続きが適切ではないか、或いは補正できると認められる場合は、20 日以内の期間を定め、以下の各号の事項を記載した文書をもって補正することを要求できる。この場合、補正期間は第 5 項による審査決定期間に算入しない<新設 2012.2.2>。

1. 補正する事項
2. 補正を要求する理由
3. 補正する期間
4. その他必要な事項

6. 関税法施行規則[施行 2024.7.3.、企画財政部令第 1078 号、一部改正 2024.3.1.]

第 74 条(一般物品の原産地決定基準)

- ① 法第 229 条第 1 項第 1 号の規定により原産地を認定する物品は、次の各号の通りである。
1. 当該国家の領域で生産された鉱産物と植物性生産物
 2. 当該国家の領域で繁殖または飼育されて生きている動物とこれらから採取した物品
 3. 当該国家の領域で狩猟または漁ろうで採集または捕獲した物品
 4. 当該国家の船舶により採集または捕獲した漁獲物その他の物品
 5. 当該国家での製造・加工の工程において発生した残滓
 6. 当該国家またはその船舶で第 1 号ないし第 5 号の物品を原材料にして製造・加工した物品
- ② 法第 229 条第 1 項第 2 号の規定により 2 カ国以上にわたって生産・加工または製造(以下この条において“生産”という)された物品の原産地は、当該物品の生産過程で使われる物品の関税統計統合品目分類表上の 6 桁品目番号と異なる 6 桁品目番号の物品を最終的に生産した国家とする。(2016.3.9.改正)
- ③ 関税庁長は第 2 項の規定により 6 桁品目番号が変更されただけで法第 229 条第 1 項第 2 号の規定による本質的特性を付与するのに十分なだけの実質的な生産過程を経たと認めるのが困難な品目に対しては、主要工程・付加価値などを考慮して、品目別に原産地基準を別に定めることができる。
- ④ 次の各号のいずれかに該当する作業が遂行された国家は、第 2 項の規定による原産地と認めない。
1. 運送または保税区域蔵置内にある物品の保存のために必要な作業
 2. 販売のための物品の包装改善または商標表示など商品性向上のための改修作業
 3. 単純な選別・区分・切断または洗浄作業
 4. 再包装または単純な組立作業物品の特性が変わらない範囲での原産地が異なる物品との混合作業
 5. 家畜の屠殺作業
- ⑤ 関税庁長は第 3 項の規定による品目別原産地基準を定める時には、企画財政部長官および当該物品の関係部署の長と協議しなければならない。(2008.12.31.改訂)
- ⑥ 第 1 項から第 5 項までの規定にかかわらず、輸出物品に対する原産地決定基準が輸入国の原産地決定基準と異なる場合には、輸入国の原産地決定基準に従うことができる。(2019. 3. 20.新設)

第 75 条(特殊物品の原産地決定基準)

- ① 第 74 条にも関わらず、撮影された映画用フィルム、付属品・予備部分品および工具と包装用品は次の各号の区分により原産地を認定する。(2019.3.20.改正)
1. 撮影された映画用フィルムはその製作者が属する国家
 2. 機械・器具・装置または車両に使われる付属品・予備部分品および工具として機械・器具・装置または車両と共に輸入され同時に販売されて、その種類および数量から見て通常付属品・予備部分品および工具と認められる物品は当該機械・器具または車両の原産地

3. 包装用品はその内容物品の原産地。ただし、品目分類表上の包装用品と内容品をそれぞれ別個の品目番号としている時にはこの限りではない。

② 第 1 項にかかわらず、輸出品品に対する原産地決定基準が輸入国の原産地決定基準と異なる場合には、輸入国の原産地決定基準に従うことができる。(2019. 3. 20.新設)

第 76 条(直接運送原則)

法第 229 条の規定により原産地を決定する際には、当該物品が原産地ではない国家を経由せずに直接韓国へ運送・搬入された物品に限ってその原産地と認定する。ただし、次の各号のいずれかに該当する物品である場合には、韓国に直接搬入したものとみなす。(2012.2.28.改正)

1. 以下の各目の要件をすべて充足する物品であること(2012.2.28.改正)

イ. 地理的または運送上の理由により単純経由したもの(2012.2.28.改正)

ロ. 原産地ではない国家で関税当局の統制の下で保税区域に蔵置されたもの(2012.2.28.改正)

ハ. 原産地ではない国家で荷役、再船積みまたはその他に正常状態の維持のために要求される作業以外の追加的な作業を行わなかったもの(2012.2.28.改正)

2. 博覧会・展示会およびその他にこれに準ずる行事に展示するために、原産地ではない国家に輸出され、当該国家関税当局の統制の下で展示目的に使用された後、韓国に輸出された物品であること(2012.2.28.改正)